

議案第42号

督促手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

督促手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年11月30日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

市税等の納期限内納付の推進と督促状に係る費用と負担の均衡を図るために、この案を提出する。

勝山市条例第 号

督促手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(勝山市税条例の一部改正)

第1条 勝山市税条例(昭和29年勝山市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第21条中「50円」を「200円」に改める。

(勝山市下水道条例の一部改正)

第2条 勝山市下水道条例(昭和57年勝山市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第12条の8中「50円」を「200円」に改める。

(勝山市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 勝山市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例(平成8年勝山市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第19条中「50円」を「200円」に改める。

(勝山市介護保険条例の一部改正)

第4条 勝山市介護保険条例(平成12年勝山市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第8条の2中「50円」を「200円」に改める。

附則第7条中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合)」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(勝山市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第5条 勝山市後期高齢者医療に関する条例(平成20年勝山市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第5条中「50円」を「200円」に改める。

附則第2条中「特例基準割合(該当年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合)を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(勝山市債権管理条例の一部改正)

第6条 勝山市債権管理条例(平成27年勝山市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第7条中「50円」を「200円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第4条中附則第7条の改正規定及び第5条中附則第2条の改正規定は、令和3年1月1日から施行する。

(督促手数料に関する経過措置)

2 この条例による改正後の勝山市税条例第21条、勝山市下水道条例第12条の8、勝山市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例第19条、勝山市介護保険条例第8条の2、勝山市後期高齢者医療に関する条例第5条及び勝山市債権管理条例第7条の規定は、施行日以後に納期限が到来した場合の督促手数料から適用し、施行日前に納期限が到来した場合の督促手数料については、なお従前の例による。

(延滞金に関する経過措置)

3 この条例による改正後の勝山市介護保険条例附則第7条の規定及び勝山市後期高齢者医療に関する条例附則第2条の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。